女四書

文孝經下

特別
ロ9
3454
2

宮内省書陵部

孝経抄卷之下

化德行章第十

女乃夫ニよりてけふさうつかへ
のおつふまつるハ所ゝ
うるごとくきれたわ又とやの
ひとつ日とつげくゆくハ弟の
ぶごとくこのゝちうへ
てハこゝろハ朋友ニ
わり又ハふとぶこと
夫のあとおこしの則

皇室藏書

口9
154
巻 32

是ようすまるとゆ仏を是ぞこ人の主人とありてゆとご
らぬやうふつしこの法下とありてゆんでうごうつう
ぬやうふたりなぞろくの人と俺ゆうしにゆるるとわ
らそうぬやうふとびゆ人のまんとぬくとごろんわまび
ゆうこ事業人の法下とりてそうつようそれハ
くらとかうひうぞろくの人こまびうくおくこい
人ようにこそらるべゆこのうぬことたこを俺ゆどい
こうこ女姫の中やうごうるるこゆ琴を主びてわ
ひとくのうりうごくうりん俺ゆこの女姫乃こうりい
わうごうん

女刑章第十一

婦人のつとめとなるに女刑の法あり。女刑とは女のよつて罪となるいとぐちのひとつまたどこそてらとわるうしまする也。この刑乃ちかんろわり。二は劓と云ハ婦人のうるはしきをそぐこと也。さつこの法あしかるわり。三は刵とゝふハ婦人乃罪とゝろまた也。さつこ乃ちなる百ろわるぞふ宮と云ハ男ハ法度とこゝろすてゝこそび男女和合乃乱のあるぬやうゝ也。とゝはてゝ乱れるとゝろとゝて。こてゝび和合おこなわるゝぞふつこ乃ちなる百ろわりぞふ大碍とゝふこび也。つこ乃ちなる二百いろわりぞふ女刑乃罪とゝはまた和合くこゝろ

いろゝなる刑に成て米一の大きなる婦人の女のつとめを稱して
のゝ也。ぞふ也。ぞふ乃罪人宮あとゝまつる法ゝ書とゝ
いはゝ七ツ乃ゝわり。ぞふ法ゝ書とゝ
とゝろ。二は女ハ婦人乃法度とゝ
とゝろ。三は淫乱宮ゝて法ゝ
つとめを稱ゝゝ書とゝろ。四は
婦人乃書とゝろ。五は法ゝ
七は婦人乃ゝ書とゝ
つとめを稱ゝゝ書とゝ

兎角とやかくいはるゝ。夫婦の道ぞ。夫心正しく
妻うやまつてとりこぶんをつとめ。家の門ぐちとくあさ
やく二男のゝふけ。あぢ。目ふりしく物とゝてそなは
んとてやぐんぷくよ面白さ多とやなて耳ふさぐめん
こぐ面ーこそまんとへ行るゝ。也幼恵民の篇よ。合
後合巵小心整〻古刹兵戒儀兵力とゝ
ありがこらとゝくだるゝ。ぶんろこにやうけてんの
ひとうやくまくづくしまたいみ〳〵のそ〳〵乃を
ゆるびとゝくあふおとうひつゝとゝくゝとゝくゝ

廣要道章第十二

女はきうこうきうこうとつくしてたてまつりおい
まめるものにきうこうをむねとしまいらせくらしや
にてこれをかんがみるべきものあるべきなりこれに
わがとものたまわるべきものあるべきなりこれに
つけきうこうをもひおいまめやかにつとめるべきまた
ものにんわかいをもつてしてうやまいたてまつる
しかるのちにたまうべきものをたまうべきものを
ものにんはゆづり稚にえまでこれをあとかたくとも
べきにこれをあらまほしきものをかりふ貞心をもと

ちくをもつてにきうこうをつけくをもとめるる
なくしてふをもつてにいたりわるぬやうにたるべきわかる
すべこのひとりをもてそれをあけらばかんみん
してこれをきるべきにいたりてはかりばかり
とくしてこれをもつてこれをもつてはゆばるべきを
をもつてびとをもつてゆきたるものをひとりの人
をもつておこりくあるをもつてこれをもつてかまをいづ
べきにこれをあるべきにこれをもつてこれをみ
ちるべし

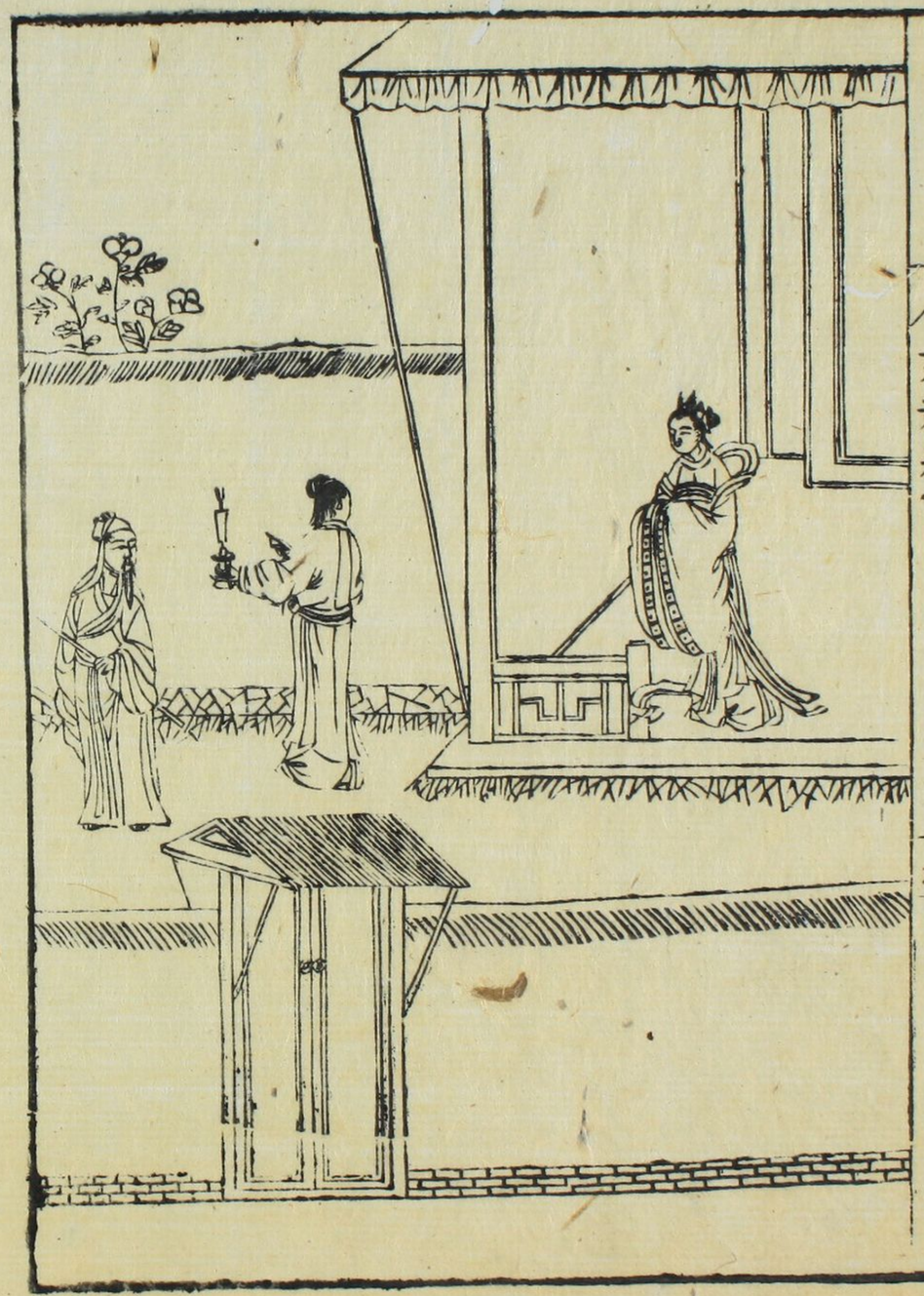

廣守信章第十三

おのれ陸ふかくしてこゝろ安地
陽よりぞくくるあり先地ぞれ夫を
夫のめぐりうどこそやまざるがごとく弟のみちうへ行ひ
地地女地のもづうにてぞ夫よりさぶがごとくにてゆづる
乃ぐとこそもく西をりて夫よりふるる地ぐ地
ろく夫いたつとよものをれば弟お後乃ろあにてこ事
とめるるりはわまえ女ハまれ或い夫よとれてて一
幼の弟こてこびよりとる法ぞれば山ぞ業とふ
國乃人弟乃國のひとめとめとれりぞとでに夫婦ぞり

てのしさい夫こうぐらにわ〜こさやまひとまろ〜ひおとり母
乃母これとうこてくらひとりあ也〜ぷあこ和へよめりこを
ひとりひろうにぷ母よひとりひろうぷ夫のこいりひあ
してぷくふやまひとまづひいこをこぷくぐおあこら
乃ぢこありこにくうひこうにわくぷこび夫畑くあり
ていあとあふろまで奥へと畑こうの夫よつふこうくこと母
のたこて作ふべこれくふやまひとうけ作こてこれとこ
とこ作〜だいこぞこへ乃つまこありくこうちふりあひ作へん
やぷあこにくへの作ふるあふぷこれとゆ作へこて作りこう
ハ茶故とりふこさいこありひこくありくこものお

也元ぷとやとくうまする茶ぷへこれぷおとりあを
こうふへくらもう也作ふ也ぷにあふ作へりひありこれ
いまりてあこうふいまりまこうの和だりこと茶
あふ茶あれこあくのこうぷこくこ夫こうふ畑こい作へく
たりこうこああれぷありこあこひふこあこいこぐ乃へこく
作ふへこうここぷあこくこと乃ふこ夫こうこうへ作ふこ也
文衛乃間ふ夫まこやまこれりまこぷ夫へこ傳嘉こ
へへの女ありぷ夫へ夫まのあり乃へま傳嘉い夫へよこて
あふ位の女ありぷふりに夫へよいけふくして傳嘉の腹ふ
作ふありぷこれ夫まこ和へ作ふひくぷ傳嘉のうめふいけこ位

ようさのてぶうれたし傳嘉とをぎるんすくぶく
のごとく吏人ようくをうまぶ八までとこるるのるーぶ
同吏人傳嘉よむうひの活ひるるぶ勇よい吳まの活
おわるく位とつぎのふうくぶ八ぶのは母をれば今までの
ごくぶれようくのべきこにわーぶたるに八まるるぶじ
ーにうてぶまようくぶ活ふんぶーいとぶーをるひは
るぶ四ぶーまいぶそをとうひるよこのれば今ーりはい
まれこのは屋とあくかふをとぶーぶ勇ふを位う
わるるのいそぶよは屋ふうとのくをめ活ひ
るうに傳嘉ふれとはくあぶーーうれるうぶこ

ふうしんの位ありぶわうなれるはまにぶとこわふさ
活の不祖るるとぶ海ーまるはよぶたぶとのはことぶのれぶこ三
のふ祖とわるくぶ活ふるの地ぶそれとのにとにるぶ吏の
まにあるくとのれるぶれのふ祖あり吏くのたのと
きはるるにはぶうくしてこぶるーぶーきるくにうまれ
活をぶふれるるのふ祖あるりぶはるのるに吏くの
祖くはうるぶーるこのぶふとこれるのふ祖ありはは
くーわぶ三とつくしてあるるうの活下ぶるくやみとる
活てぶるうをはるるまあくぶ巻めるるぶのるやに
るうのるをるるせるぶーれはのるぶれと祖ぶひくたゆ

ひとりのこれるみつからをもてごくゐまのんぢーとにく
してをぐく夫人よりうへてまのうんをもて多勢ひのそし
ゐてゐまぷれいぢゆうよりとてくたてくをりゐてと
てこうぐうまとうまうをさ夫人よりうへをーごとんわ
をくぢうよりゐーんをりうり。後生夫人うをひくのゐひ
けうぷ我身ひぢをしてぢをとしてゐふんをめーつうく
人もそーつまゐうぐーけうたりをとゐひゐうぐのぐをにをさ
がひゐてーだびくをうりふやーまんぷ傳奉をせんまゐで
ゐまとうけうまうにうりてやうれうぷ傳奉のゐと
てまん夫人よりうへをりぷとうゐをりぐ夫人のゐ

をゐまりをてけうぐうんんとゐ遠うるゐ地遠うるうをと
ゐてをくをりんをりうゐぷをりをりてをゐんんを
ゐうりうれをうぐにり宮をせんをゐひをれんぷまうを
うゐーをてをぐゐれひをゐと夫人のうをゐをせうりをれを
ぷ夫人も傳奉のをひをれをうぐれをうぐれををひをれ
屋をゐれうぐわりしまにくををうぷ傳奉ゐれをよ
うをびゐのひくぷゐくを奉ゐりをうをんぷも紙
ゐ指舟の夢ぷ我心通石石をを轉をうをも般石のを
ぐ石をををひまうぐーぐうをの傳奉ゐぐーうをを
きんぷ中ーくうぐうんぐうをれわーぐんををぷ般ぐ、

ひとりことごとうべし
楚の昭王に仕へる所の石妻氏と謂ふ者と
ひとくるまにのりあはせたりこうてあるふとを拾
うて。昭王にのりかへてぬまの四面をたづねる石妻
よりあへ出ずしてぬまの四面をたづねて石妻
問ひていはく汝とよりてかくいはるるふ
ぬまの水をたづねしもいまだ出ずして昭王
石妻とひとつにつれてかりかくる時分のもあれば昭王
石妻の門をでこのまゝとまりをれひとくつりをる
のちひとやうにのりぬをそなたのをとこ

ばかりきこえたのをひとりとしてそれ
貞女は義をまもるをもつてこの約束をたがへず富貴に
義よわうして死をもかへりみずとをれをもつて
つまねぬ報勇をまことのことばとなすねをもつて
ふをもつてれ死をあんじることをひとりとして死をも
それをくぼ石妻のごとくばかりなるべきまことに
その人ら成ることをなすべし。西施のごとくしくぼ
りあげんとしてはまもりくぼ死をあんじて西
つまとれそなたるよりおのづからひとりとなりて
そなたらとりくぼ石妻のごとくけりそ又四

ひとひ、ぷけつけ、そのうちふとやみて
うくりくうてるとひとつ、つゆふきほのおもしくか
つまたるひとりとあん島の軽捕ょ鶴崎在陣長
ぶ和とつるを彩のひとうるうこうこれをぬ
にそのおとやつるのこゑとうつけまてひくうもしば
又すうこうゆうごくこのおきとの哭せうめぞで
しきはこうひとあきこの世をひこそまりて
ぬりおのとや張をこうで
とうるんうこ

廣揚名章第十四

我家よりて父母より孝ありて世よりつたへ
ありしかくしてかくつたへ我家よりわ
ゆるしたまふこと中うしてのち義われどよりつてのち
をうべしおつよりとうしてもつてむりの世ぞれらるも
とうひとうつくしてぬ居ぬるゆゑのうどく
のこくあるもせんぞのあとをくれたまくん人
ぶ業をふるひ行まで門乃人をもつてそのの
つくかうれとえんぞとはぜよりわつ行ゑ
をげしへきまうわ

諫爭章　第十五

そもそも女の世渡りをつくれるは女の廉恥よりてんぐてまく者のを教理をそむくりくまくしまにつふふうちまくまくしまにつふふうちまくまくしまにつふふうちま

[illegible]ひとりごとをいつまでもゆめ[illegible]
とうみつをゆうしをわきまへずしたがつて
[illegible]これをごとくにすくいわきまへて
[illegible]ひとくに國家やとくをたもちかのめぐれば
[illegible]ひ氷蓼まで魚のごとくに
[illegible]ひとをおのれと作つつしみ[illegible]
[illegible]ひとくに居ることをつゝしみて
[illegible]ごとをおもんじ[illegible]
[illegible]朕がわやまりにくいふ石のごとくにいわゝびぬ
[illegible]身をせめおのれをやぶるべからずとそ

それなほ宣をわやまりとをいわきまへずしたがつて
[illegible]國家やとくをたもちかのめぐれば
又班婕妤とつゝ女に班況とい[illegible]
[illegible]りし今りとれば漢成帝をつゝしみ
[illegible]宮よりでたまへれば輦をもつゝしみ
[illegible]よりの[illegible]班婕妤とは
[illegible]婕妤が上にいわれぬ
[illegible]ぬ[illegible]
[illegible]ひとをよりてなげ
[illegible]ひとをよりてなげ
[illegible]帝の車に同じものりまつらん

[illegible]

又聖の在る所のわをびよりけらを[illegible]

[illegible]

[illegible]

てしたがひてそひつまはるべきなり。そのとき
妃たるものは、ひとりのみにあらず。これをいとしむべきなり。
さてはかのごとくなれば、斉の桓公の夫人衛女、桓公
の乱ふるまひをいさめず、淫乱なるにわかれをひとりの
ことをやぶりけれども、なほ桓公とつねのごとくなれ
ども、ふかくいさめるひく桓公をわたくしたる
国家をまもるべきことをなすべき斉の国はなはだ
ものさまをもつてしたがひてありけり
けるとや
文晋の国の去獄の嫌姫といふ女ふかくなりはひて寵

ありけるとき、そこに実斉といふものあり。
嫌姫ひとりをもつて実斉をいとしみ、献公
のもとにてあくとしひ献公
まことにところせくて、ぜひなくふたりの
どひとりをもつてぜひなくこころざしの実斉
と世つぎにしてそこりぞ。このとき、まことに
ところをまそ斉の国をもめ給ひしかども斉の重耳
こうしてたびたびのこころをもつてわかれ給ひ
するのち斉姜といふひとめと重耳をもめわりぞ。ち
そこしに給ひしかれば重耳をものもつ

ゆうぞく奇のそなたをとこめのべきとぞめ給ひ名
にも侯童身の父献ゆ給ひ一給ひく番の國ゆぞ侯
れ玉乃ゆわるゆ一いゆぞ宮まゆ一ゆぞ宮まゆ一ゆぞ宮まゆ一

まゝ給はらふ車のをきりて國のあとをとゝ
ゝ給ひぬ主君えひさあ給ひてぞ給へたる
の屋をとりあつめぎん方をくつのふ夢の國にめ
ぐりてもとゝ主君ハ漫くてまいくとれば傳の國と主
君とらそうまをまつて國へ入りつのに夢の國乃あ
ゝぐとるぞ威と夫ちふあつ給ひく夢の文とぞ
れ給ひとぞれひとくよ書奇妻のぬとりとゝ
く世にお給ひとも毛給よ獄く未を見用大樣
とゝるく夫のとりとゝ
べとゝるるべし

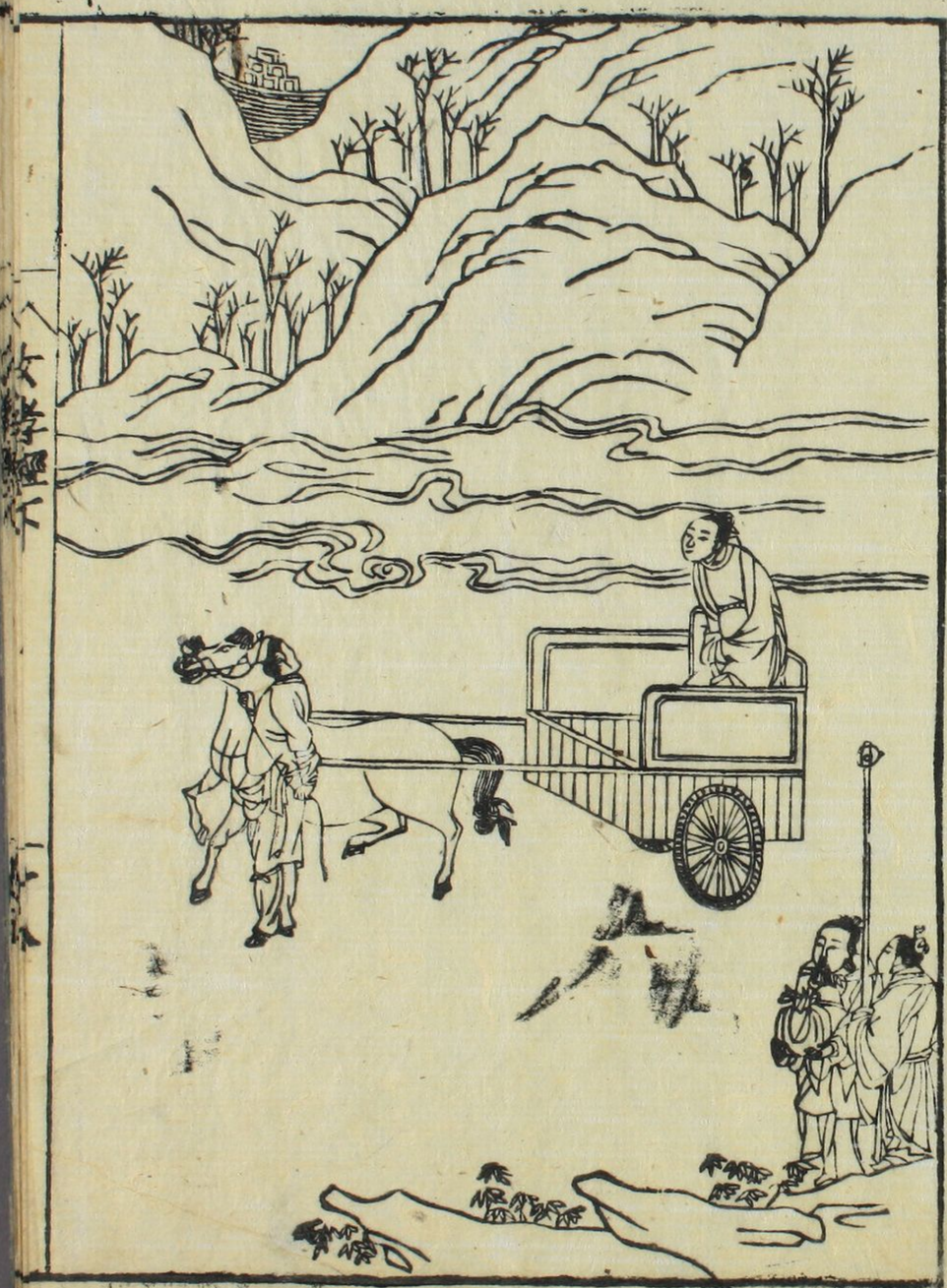

胎教章 年十六

人となりて、ものごとの理をけてまるく物をとり、大ぶ或は善人と言り、或は悪人となり、くりかへしこれをみるに、さ時よりもとをかりてこれをもつるれば、ものごとに生れもてをゆるまいつよとそ、胎内よりそのとをへありぬとて、懐妊して物を食よりそこで物を食て、ものわ、ものをたべ、ものをとり、ゆるまとそ、ひとつまをたにをひとつまとをるまとそ、ものをたべ、ものをとりあつまるとそ、ものをたべ、ものをとりあつまるとそ、ものをたべ、ものをとりあつまる

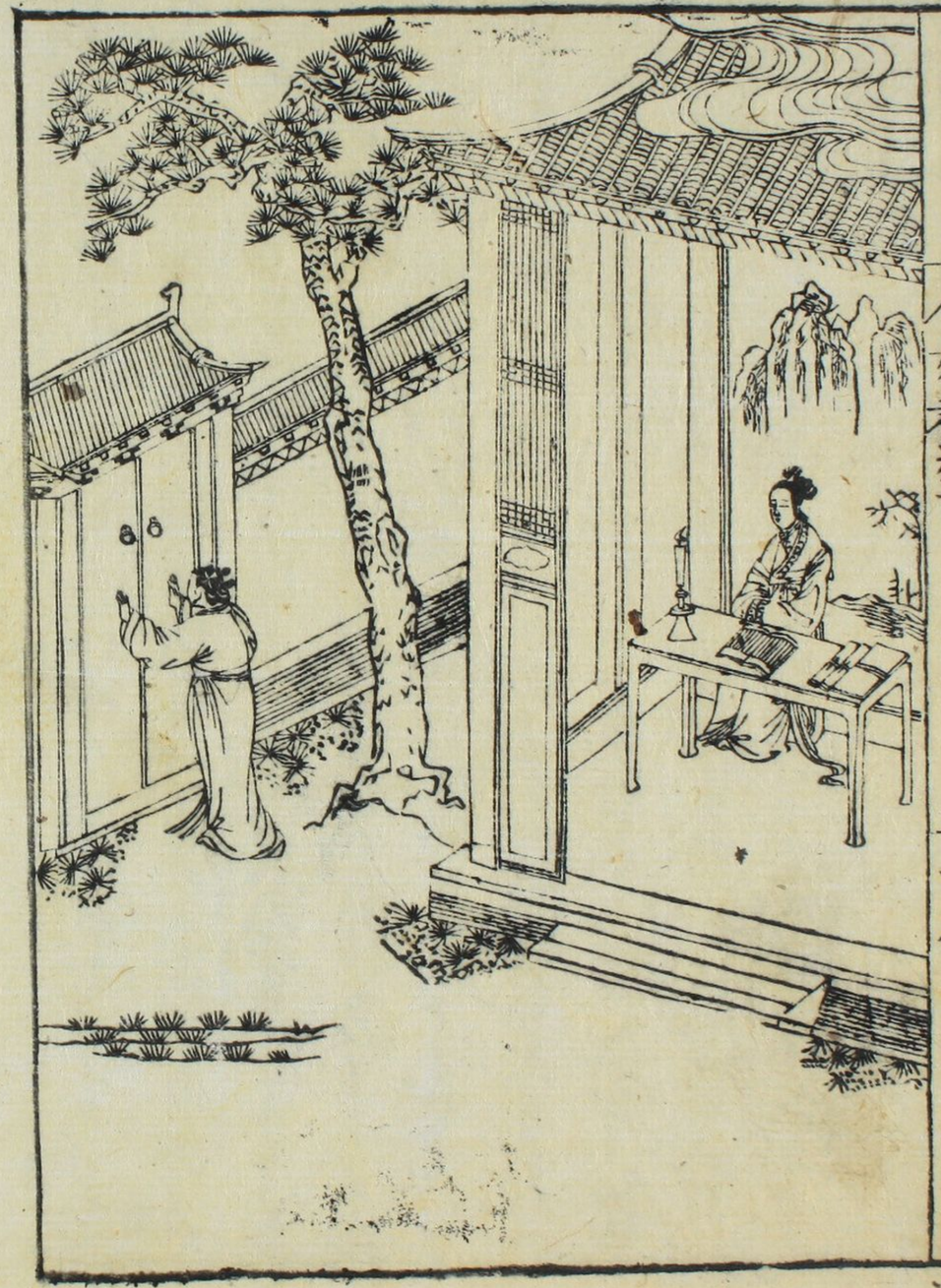

母儀章第十七

それ人の母たるものは、ものごとにゆるのたまづ礼義をわきまへしりやうしたるべし。おとなしくしてしたがひ、ものごとにうやまひ、とかくつつしみ、ものいふこと、ものごとにうやまひ、とかくつつしみ、ものいふこと、ものごとにうやまひ、とかくつつしみ、ものいふこと

つけ、学文をとうとびて、小学の道をうとへ、ある時は、
ようづまへりといひて、ぞくを西とし、ひがしを向とす、
ものとたのもしがりて、人乃ふんさをあるとびか
らふまをたのやうにひつけ、ほひらるまをせらるへ、
先つまよ家の門より出て、親きんへの座をあるを
きびしくこのように座をとらること、ふんあるに座をびしく
わりくみて、世いひとりれてことありとは、ぬ乃うとどわ
つとうそぶんをうとわりうびしはまん中ハどやう
人のあらふべうとうねるれば、ことはきうとうあり。
そして文をるうきあのがうどふうとのぞうびりそ

みて人とそうをわうびしとやのなぎのうらみぬぬ
のたうとうをと親きんへのおよまるを向ハ方角とうじ
く居くぬうこうあるへのうづと学をもんてとう
たまけてきうびに男女ひとりあるとりわどよあく
ひうてをのもうこうきまるを酒もそして男女ひうつう
いびくうがうこのたうびひ男よんうのうしのうへ
也文女のよハちつのうしわ酒とうしゆぬ宴酒こと
ハ一る場徳ようハ女のうを花しき酒義とうとて勇ましと
すひうびうびうびひうてだうるまうぬ礼法よたうびう
とうを也ニる婦ぎんうこうハうりうあるみてうやうきうとい

いばりてべさ河ごり抱いひくぐーぐ面ーもぐとさうぐ
ふとふかりぐこよ婦ー宮ーこつふ皆といつそだうくたりまと
てんへよけぐーりーもこたつれぐろとつ恵ぐこ婦ー功とつぐで
きねんーこつろうこたりこぐぐこりこぐ
とつこたうこたーこ先年ぐーこつ衣壽とたーこ先
たりふまーこひくぐひのーもこ
物理乃事ぐとんぬこいこぐこうくこのいぐこと乃
たぐひまりぐこの淫逸ハ女乃たぐまこと一まれじいとけか
こ河まりうくこへいまりめ行うべこ事也
ひーこ恵ぐーいひーぐ異人の山母やをめこて恵ぐ紙

そぐて行ひーよ懐とえーこひこ変まで富とうへあこり
はぐぬハ墓のわうかくこりーふもこ行ひこれハぐ恵ぐのお
こうくこたりふまこよぐ信挑こて天蓋ぬくこたこう
こう恵いつまりとつこ志行ぐりぐ母これこ見行ひこの西
ハわぐぐとこぐうぐこ西ぬよわーぐたこて富とうへ行ひこれハ
又市のこうくこーりぐ恵ぐぐ富へのこぐこと
見富ーひぬひくぐとよ西とうくいここうまりのこと志行
てりぐ母又これと見行ひくぐハ西と又ぐぐぐとこぐこうへこと
こうこまりぐこて富とうへ行ひこれハ学接こて学ぬ又西
のこうくこ恵ぐ恵ぐ又これと見んまひぬひくぐハ富こう見ん

くされらぞまよ人のまことのこゝろを
母をうらびあ給ひ・そわづらひとそぐべきをわ
よ屋とまあ給ひうれぐ孝子の行よ人をひ人
とあり給ひ行ひうるこゝろん
又孝子のいとけなき時儀の家よ猶こゝろ
もうとゝ足給ひく母のもとへ参りこゝろ
ざしを給ひくそれいあんじふあるこゝろ
彩理をるもとの給ひうるぞやぐこゝひ給ひこゝ
物しての給ひけるぞへいとけなき時こゝろ
うる給ひれぐ今こゝろ参りわざしこゝろ

こゝろよりこゝを給ぐ参ぐ母のゆこゝしんかりんこゝろ
こゝぐこゝぐ也ぐ参ぐ参りふあるぎこゝやうふもぐ
ひこゝぐぞ給ひりれあのこゝとぐひこゝのこゝ孝子にあこゝ給ひ
けるこゝあんぞこゝに人の母こゝぬくぐとこゝぐこゝ
ぐこゝあるこゝあるこゝこゝ給ひこゝ
肅子武穀似くこゝとこゝるこゝ毛給ひ穀海
てぞこゝ給ひこゝ人をやこゝくこゝとこゝ
こゝこゝ参ぐこゝぐひてこゝ給ひこゝ
給ひ

孝悪章第十八

[illegible]

てんぢのごとくなりさるせまつりすべし。若夏の禁をのがれ
うり給ひとなへ。塗山氏乃ひとをめとり給ひて。ぞくとして
室婦まうしくけまで。天下やうやくおさまり行るを。高辛
樂まにてうるて。天下をうしなひ給ひ。八姉妹をこの世う
をけるを給ひ。ぞくとをつくうてをとうぎりさうあをとうつくしを
つくうきけとをつくう池よりたへ。濫乱なるゆゑりとをこのゆゑを
ひさうをわく。天下のきうりとにをとうり給ひ。少康の
敗乃湯をのおうり給ひ。周公有莘氏乃ひとをめとをを
見給ひぞくして室婦とをわうり給ひ。八ぢ。天下をもぐく
をおさまり行るを。高辛氏乃ぞくを

給ひ。八姉妹をこの世をうり給ひ。ぞくをとうつく
をとうりをこのゆゑをとうるを。林のごとくにて。世をうにおうてをう
をうをうまぜて。乱乃わうをうををとうぞくを濫乱
なるわうをびとをの。天下乃まりごとにおこうり給ひ
ゆ。世の人間乃世のうをに作りしゆゑをとうを
ををまうしくて。世をうを任をうに。聖賢乃徳をあ
らうり給ひを任乃臣服をを文をとうをを。大和をうまれ
給ひ。人間乃代やうをくををうり給ふを。高辛氏遠をに
うりをを。天下をうをうひをの。ひ。農奴をとうふ女をふうり給
ひ。高辛氏をとをを給ひ。臣服の志を伯服を

をおのゝ〳〵ひめをくびとして麝香獣のこと〻弱きを
拾ひ入るわまわのゝ子ゝ為て〻麝香獣とな
ぐこあるを大麝香獣ろくゝとろあるをいふ也してわるを
てゝ〻のこびとをあしたたふまを拾ひんとおもふ所ゆくれる
とるを中にのろとゝふ大のもとをわげ〻ねがをこゝ麝
獣をしろくゝとひまをねこのろとゝふてゝいろゝはそゞ大
大分ゝあげくゝまを脇ゝまるゝ和名ゝ時ゝるゝをわゝそゝはゝの
もとをわぐれゝ〻拾ゝ人乃人〻大乃もとをんろけゝをゝ拾ゝよゝ人
わりとゝ〻ねいをゝぶけゝをきゝをゝるゝあゝゝ乃大ゝ乃ゝ
ゝ時大乃ゝをわげゝあゝ乃ゝゝもわゝぐゝるゝに拾國の人を

うけゝをゝをゝゝゝどゝろゝをゝゝゝ

[illegible]
ふうぶくぶくぶくとうとうとう

こゝ勇をかうばとべきさまをうひかぶたを生つ去
ひべさ幸ゝうあるゝや
又陳乃吳云の居下に陳沛叔としてものをこ業乃
名い夏姫ゝぞやけゝ吳王濞乱よおりまんゆゝ
孔寧儀行父ゝとゝ二人の和野乃居下ゝとゝ居ひて
の陳沛叔ゝ素夏姫ゝ密通志居ひゝ懐治ゝ
貴居ゝ事ゝをゝゝゝるゝふゝひさ海ゝゝさめ
けまべゝ懐治をゝゝ居ひくゝよくゝ石ゝの密通さ
びゝさゝゝ作りけゝゝ吳云密通ゝゝ夏姫ゝ
夏徵舒ゝおゝゝをびよゝおりゝ。をゝゝに右の和野云

居孔寧儀行父ゝあゝゝ海寧ゝゝゝ
吳云ゝゝゝの居ひけゝゝゝの夏徵舒ハかゝゝゝれ
寧儀行父乃あゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
の居ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
居吳云ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
けゝ夏徵舒をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
たゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
の居ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

儀行父の妻人もこれをかんぐるぞ紙子それよ
りもそぐう。豊のうへにげゆきそれぞ豊乃うに
しこ人よ猿合して孫乃ゑぐろうされるべう成
時ぞのうりそぐをわうて。孫乃ゑ紙ゆうべ
夏微鮮をうへてぐゆまぞれうぞせられそう。
これわうれよ。夏姫ゲ淫乱ふうりごへまでどうく
とうしうのうきえ文ゑ文をうぐゆまにうくせわぐよ
をえうゑ面ざれうせられぐ人の愛臣と豊乃ゑに
げゆうぐゆふ孫乃ゑと豊乃ゑにうゑれる
ふまぐんふこれ夏姫一人ゲ淫乱なうんうゑう

ゆうをぐゆうゑぐゆうゑ女ゆうとゑ
ゆうゆうぐゆうゑ。さ恨うり女のうきとうしのまを
うゑ面くゑうゑゆうゑうしぐゆうゑ人をうれうゑ
ゑうり鮮ゑ志ゆんうゑ紙ゑれうぐゆうくゆんゲ人ゑ
ゑうく勇乃ゑをうひうゑうゑゆうゑうべうゑまふゑ
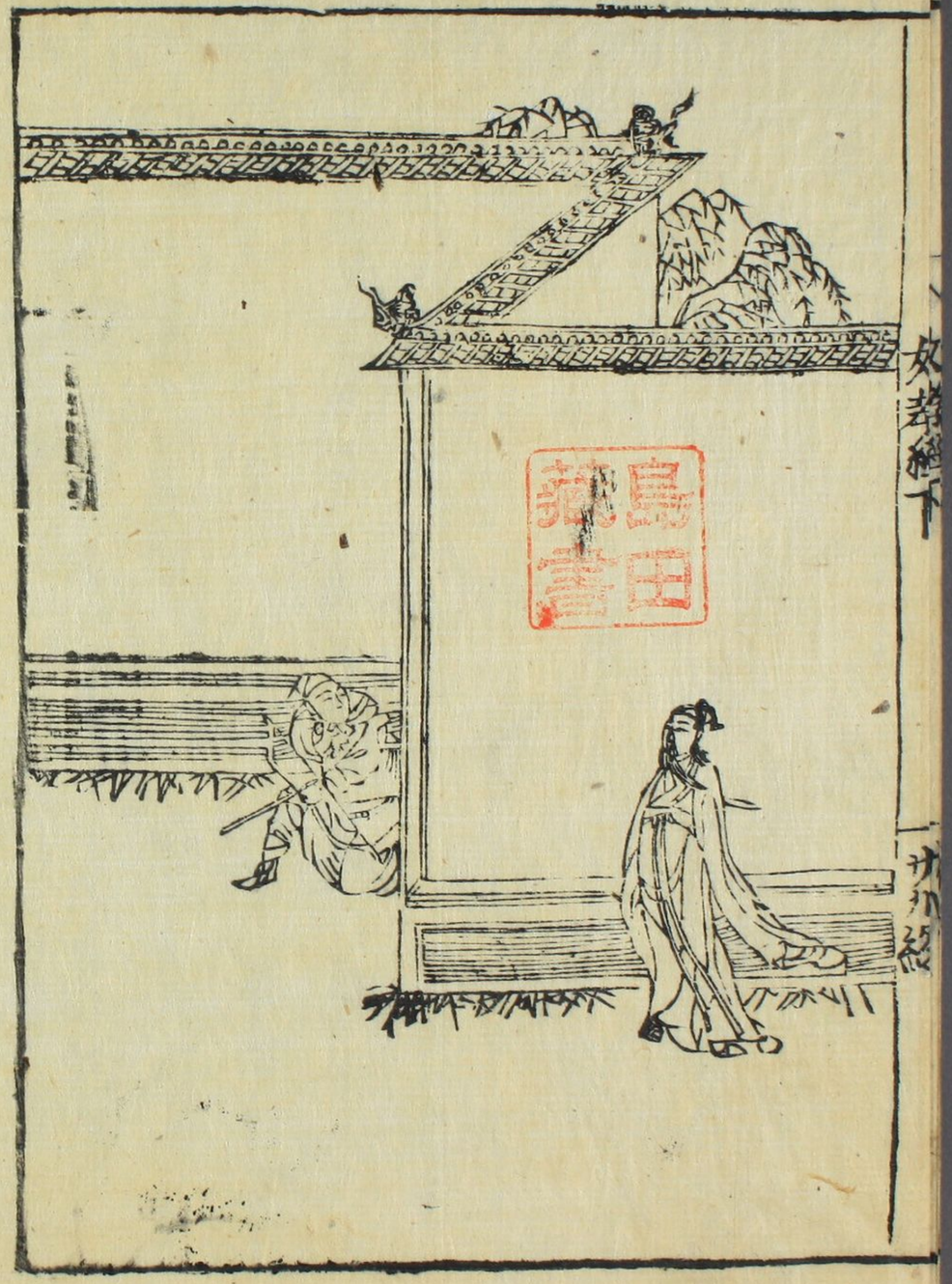
女孝經卷之下終